

クラウド認証簡易サービス(CLASS)契約約款

本約款は、株式会社データコントロール(以下弊社といいます)が提供するクラウド認証簡易サービス(以下本サービスといいます)の内容を定めるものです。

第一条(適用)

本約款は、クラウド認証簡易サービス契約について契約されたお客様(以下契約者といいます)に対して提供されるサービス内容および条件を定めるものです。

第二条(サービスの定義)

別紙「クラウド認証簡易サービス内容」に記載ある対象の機器および定義される認証範囲は、本サービスにて用意される認証局(CA)で信用される証明書をユーザが利用する内容までをサービスの定義とし、あくまで簡易的かつ複数の要素からの認証手段のために用意されるものとします。

第三条(契約の成立)

- 1) 本サービスは契約者が弊社所定の手続き方法を通じて申請を行い、弊社がこれを受諾することにより成立します。
- 2) 弊社による承諾は、本サービスに関する契約IDの通知(サービス通知書による)をもって行うものとします。
- 3) 本サービスの契約開始日は、原則として申込みが確定した月の翌月1日からとなりますが、月末の申込みに関しては、月末の3営業日前までとなります。
- 4) 弊社は契約者に対し、60日前に事前公開通知を行うことにより、本サービスの契約内容を変更できるものとします。

第四条(本サービスの提供内容)

- 1) 本サービスは株式会社ツリシステムズ(以下メーカーといいます)が提供するNetAttest EPS製品を使用した「EPSクラウドサービス」を基盤として提供されます。
- 2) 本サービスの提供内容は、別紙「クラウド認証簡易サービス内容」に定めるとおりとします。

第五条(契約期間)

- 1) 本サービスの最低加入期間は、12ヵ月とします。

第六条(サービスの範囲)

- 1) 本サービスの利用者(以下、サービス利用者といいます)は初回にサービス登録申請が必要です。また、契約者は本サービス申込時のライセンス数を上限として、Windows、Mac、iOS、Androidデバイス(以下サービス利用デバイスといいます)へ電子証明書の取得を行うことができます。
- 2) 契約者はライセンス数の上限を超えて利用する場合は、事前に弊社所定の手続き方法を通じて申請を行うものとします(上限に達した場合それ以上の登録申請は受付できません)。
- 3) 契約者およびサービス利用者は、弊社がマニュアルなどで提示する手順に沿って本サービスを利用するものとします。
- 4) 弊社マニュアルで指定があった場合、KeyManager製品(以下デバイス用ソフトウェアといいます)を用いて本サービスを利用するものとし、その際デバイス用ソフトウェアの仕様についてあらかじめ了承したものとします。
- 5) 弊社は、デバイス用ソフトウェアのインストールにより契約者またはサービス利用者のサービス利用デバイスに発生した事象については一切の責任を負わないものとします。
- 6) 本サービスの保守および点検による計画は、可能な範囲において弊社より書面もしくは電子メールにて契約者へ通知するものとします。ただしサービス運営において、緊急を要すると弊社またはメーカーが認めた場合はこれに限らないものとします。
- 7) 弊社は適時、本サービス上のシステム障害に関する情報を契約者へ開示するものとします。

第七条(本サービスの終了)

- 1) 弊社の都合により本サービスを終了とする場合、180日前までに書面又は電子媒体により契約者へ通知するものとし、その際でも弊社は代替措置の提案・提供の義務を負わないものとします。
- 2) 不可抗力免責に起因するサービス終了に関しては、事前通知なく終了される場合があります。

第八条(対価)

本サービスの対価は、弊社または弊社が定める第三者により請求できるものとします。

第九条(免責事項)

- 1) 本サービスは、契約者の所有する機密情報や個人情報の保護、情報漏洩やその他すべての情報セキュリティに関する事件、事故の防止を保証するものではありません。
- 2) 本サービスの利用停止などにより生じる、付随的または二次的、例外的な損害に対して弊社は責任を負わないものとします。
- 3) 不可抗力免責に該当する事項、例えば地震、津波、洪水、戦争、暴動等、当事者の合理的な支配を超えて発生する事象に起因する事象に関しては、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 4) 行政機関または地方自治体の緊急事態宣言等が発令された状況下でのサービス提供、その他、本サービス基盤に関する制限はメーカーの提示する免責に準ずるものとします。

第十条(契約ID)

弊社は本サービスを受け取るための契約IDを契約者に発行するものとします。契約者は受領した契約IDを自己の責任を持って管理するものとし、その不正使用が行われた場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第十一条(禁止事項)

契約者およびサービス利用者は、本サービスの利用に際し、メーカーの定める禁止事項またはそれらに類似する行為をおこなってはならないものとします。また、契約者およびサービス利用者が第三者に行わせることも同様とします。弊社はこれらに違反した際に発生する事柄に関しては一切の責任を負わないものとします。

第十二条(契約者の義務)

次の各号に定める事項に関して契約者が本通知を怠った場合、弊社は契約者に対して本サービスの提供を中止する場合があります。

- 1) 契約者は、住所変更、社名変更等、申請時の登録データに変更が生じた場合、変更の10営業日前までに弊社へ通知し、承認を得るものとします。
- 2) 契約者は、前項において担当者として明記された者に変更があった場合には、速やかに

弊社に通知するものとします。

第十三条(解約)

- 1) 契約者は、本サービス契約を解約する場合は、弊社が委託する第三者を通じて解約の手続きを行うものとします。なお、解約の方法や期限については、弊社が販売を委託する第三者の方針に準じるものとします。
- 2) 弊社は弊社が販売を委託する第三者の承認があった場合、契約者に対して通知なしに本サービスを解除できるものとします。但し以下条件ではこの限りでは無いものとします。
 - ・ 別契約の連携付帯サービスが契約中の場合。
 - ・ 弊社側でサービス運用行為不能状態もしくは停止状態、または第三者にて障害復旧中で、サービス再開宣言がなされない期間の場合。
 - ・ 第三者が契約者との料金の返金精算が必要になった場合。
- 3) 契約者が所有している本サービスの権利が前項により本契約が解除され、その権利は失効したとしても、弊社は本サービス残存期間への清算金等の金銭の支払いは行わないものとします。
- 4) 弊社は60日前の通知をもって本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、弊社は契約者が所有している本サービスを受ける権利が残存している期間の割合に従って日割計算した清算金を弊社が販売を委託する第三者を通じて支払うものとします。

第十三条(サービスの保証)

本約款のもとで提供される本サービスについては、本約款およびその添付書類に記載された内容に沿って弊社テクニカルサポートを通じて提供されることを保証します。

第十四条(権利の譲渡の禁止)

契約者は本契約上の地位および権利をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与することはできません。

第十五条(機密保持)

弊社および契約者は、本契約の有効期間内のみならず、本契約終了後も、契約の履行に関して知り得た相手方の業務上の秘密及び個人情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし、弊社が本契約のサポートを実施するにあたり、契約者から知り得た業務上の秘密及び個人情報のうち、合理的な範囲について業務委託先または製品開発メーカーへ提供することがあります。弊社における個人情報の扱いは

<https://www.datacontrol.co.jp/privacy/>に記載された内容に準じるものとします。

第十六条(通知)

本約款における通知は、書面または弊社が定める方法をもって行うものとします。

第十七条(管轄、準拠法等)

- 1) 本約款は、その目的の範囲内で、変更の必要性、相当性を条件として、変更されることがあります。その際、弊社は変更内容をインターネットやその他適切な方法により、契約者に周知するものとします。
- 2) 本約款によって提供される本サービスに関して弊社と契約者の間に係争が発生した場合は、契約者および弊社は、お互い信義誠実の原則に従って解決するように努めるものとします。
- 3) 前項の場合において、訴訟により解決する必要がある場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- 4) 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。